

第2号様式

法令適用事前確認手続き 回答書

令和8年2月12日

久保田勝彦 殿

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長

令和8年1月16日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号。以下、「法」という。）第36条第2項において準用する法第15条で、輸送の安全を確保するため、貨物軽自動車運送事業者に点呼等が義務づけられている。この貨物軽自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託は、法令でこれを認めていない。

その上で、民事間において民法その他の法令に違反しない範囲内において追加的に契約を行うことは、A社が貨物軽自動車運送事業者であるか否かに関わらず、差し障りない。